

当社に関する一連の報道の件につきまして

一連の報道にありますように、お客様(法人1社)が締結された東京海上日動火災保険株式会社(取締役社長 広瀬伸一、以下「当社」)を含む複数の損害保険会社との共同保険契約において、当社が他の損害保険会社と保険料調整を実施した事案として金融庁に不祥事件届出を行い、同事案につき金融庁から報告徴求命令を受領いたしました。

当社社員による不適切な行為により、本件のお客様をはじめ関係者の皆様に大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますこと、心よりお詫び申し上げます。報告徴求命令において求められていることに真摯に対応するとともに、このような事案の再発防止に努めて参ります。

1. 事案概要

本件は、お客様(法人1社)と当社を含む複数の損害保険会社との共同保険契約において、当社社員が主導した「保険料の調整行為」が行われた事案です。

本共同保険契約は、お客様のご意向で複数の損害保険会社による入札となった損害保険契約ではありますが、お客様自身が入札時に各損害保険会社から提示された保険料水準に疑念を持たれたため、入札自体がやり直しとなり再度入札が実施された経緯にあります。従って、結果的には保険料の調整行為による不当な保険料で引受に至ることはありませんでしたが、本経緯に鑑み、金融庁に対して不適切な営業行為として不祥事件届出を行い、その後、同庁より保険業法に基づく報告徴求命令を受領いたしました。

2. 発覚の経緯

昨年12月20日に上記1. 事案概要に記載のとおり、お客様自身が各損害保険会社の保険料水準に疑念を持たれ、当社の担当営業部門に不適切な行為の有無の確認をされ、当社として本事案を認識いたしました。その後、当社にて外部弁護士を起用して当社の契約担当者および関係者への事実確認や余件調査のため電子メールや携帯電話記録等のデータ解析(フォレンジック調査)を実施し、本年3月24日に金融庁に対して報告を行いました。

また、本事案は結果的に保険料の調整行為による不当な保険料で引受に至ってはいませんが、今後公正取引委員会への報告も実施して参ります。

3. 再発防止策等の今後の取組みについて

本事案を受け、複数の社外弁護士を起用した特別調査委員会を設置し、事実関係の確認に努めております。現時点では本件以外での同種の事案は認識しておりませんが、独占禁止法に関する不適切な事案が生じたことを重く受け止め、社内における同種事案の有無の調査を継続し、不適切な事案が発覚した場合は厳正に対応して参ります。

また、本事案を受け、このような事態が生じた原因の分析、その原因に基づくガバナンス面や社員の基本行動の徹底の面等における再発防止策の策定およびその着実な実行により、このような事案の防止に努めてまいります。

以上